

第3回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年4月8日(水) 9:30~9:50

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただ今から、第3回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(新型インフルエンザ等対策本部会議)を開催いたします。

危機管理指針に基づく危機対策本部会議から通算いたしますと、10回目の開催となります。

はじめに、統括調整部から説明がございます。

○貝守統括調整部長

「青森県危機対策本部」と右肩に書いてあります、新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況の資料を御覧ください。

開催趣旨でございますが、今回は新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が昨日発出されたということで、これを踏まえた対応の確認と、それから政府の緊急経済対策も閣議決定されましたので、これを踏まえた対応の確認ということになります。

発生状況等については、健康福祉部の方から説明をお願いします。

その他でございますけれども、一番下のところ、対策本部の各部の対応、アンダーラインを引いているところが前回本部会議から追加、変更となったところがございますので、後ほど御確認いただければと思います。

この資料につきましては以上でございます。

すみません、ちょっと資料飛んでいただいて、右肩に「別紙1」って書いてあります、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」というふうなものがございます。これが緊急事態宣言の公示されたものでございまして、この「記」以下のところで、緊急事態措置を実施すべき期間でございますが、御承知のとおり4月7日から5月6日までとするというふうなことになるっております。

そして「(2) 緊急事態措置を実施すべき区域」として、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とするというふうなことで、7都府県になってございます。

東京都にはですね、青森県の東京事務所がございます。そして、大阪府には大阪情報センター、福岡県には福岡情報センターがございますが、それぞれテレワークを活用するなどの感染対策を講じながら業務は継続するというふうなことでございます。

1枚おめくりいただきまして、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」というふうなものがございます。これは、特措法でもって緊急事態宣言が発出された時は、この基

本的対処方針を変更しなければならないとされているものでございまして、昨日の緊急事態宣言の発出を受けてですね、基本的対象方針も改定されたというふうなことでございます。

中身につきましては、感染症対策の実施に関する地方公共団体の取組が示されております。内容がかなり厚くなってございますので、後ほど、各部において情報共有を図って内容の確認をお願いしたいと思っております。

それから次でございます。

別紙というふうなことで、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」ということで、これも昨日の臨時閣議で決定された緊急経済対策でございます。

1枚おめくりいただきまして、目次のところを御覧いただきたいと思っております。

「第2章 取り組む施策」、5つの柱というふうなことで、まず1つが感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発。2つ目、雇用の維持と事業の継続。3つ目、次の段階としての官民をあげた経済活動の回復。次のページ、裏でございますが、4つ目が、強靱な経済構想の構築。そして5つ目、今後への備えというふうなことになってございます。

最後の方に事業規模等を書いてございますけれども、108兆2千億円というふうなことでございます。

各部におかれましては、国からの情報収集と補正予算の編成についてよろしくお願ひしたいと思っております。

私の方からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、健康福祉部から説明をお願いいたします。

○有賀健康福祉部長

「健康福祉部」と右肩にある資料を御覧ください。

まず、県内の状況ですけれども、これまでに12例、昨日12例目が判明しております。

検査の状況ですけれども、4月7日、昨日時点で277件やっております、うち陽性が昨日の分を入れまして12件、残りが陰性でございます。

1例目の発生が3月23日でしたけれども、それ以降に行った検査が179件となっております。

相談センターに対する相談件数については、次のページの別紙のとおりとなっております。

その次に、「新型コロナウイルス感染症患者の発生について(第12例目)」ということで、4月7日、昨日の日付のものがあるかと思っております。こちら、昨日、公表資料として出したものであります。

昨日ですけれども、患者さんは40代の男性で青森市にお住まいの会社員の方です。

この方、経緯ですけれども、3月29日に発熱、鼻水、鼻閉がありまして、3月30日も発熱があったということで、青森市内の医療機関を受診されています。

30日から4月7日までは、この方は会社員ということですのでけれども、体調不良ということで出勤は控えておられました。

その間の4月1日ですけれども、まだ発熱があり、解熱剤を服用しておりましたけれども、最終的に4月2日にもう一度市内の医療機関を受診しております。

この時に画像上で肺炎像があったということもあり、当該A医療機関から「帰国者・接触者相談センター」に相談がありまして、その調整を踏まえて4月6日に「帰国者・接触者外来」を受診。昨日、県環境保健センター、PCRの検査の結果、陽性ということが判明したというものであります。

状況ですけれども、こちら、昨日の資料ですので、昨日時点では感染症指定医療機関に入院予定ということでしたけれども、昨日中に感染症指定医療機関に入院をしております、現在の症状としては、画像上の肺炎像というものは認められ、また微熱もあるということですので、基本的には元気ということで、基本的に軽症と考えていいものというところでありました。

この方は、同居の方、御家族として奥様がいらっしやいまして、この方が今の時点で確実に濃厚接触者と言える方になります。

その他については、青森市保健所で調査中であります。

県としては、この後は青森市保健所が実施する積極的疫学調査等への支援を行っていくということになります。

昨日の症例についての御報告含め、健康福祉部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、各部局から御発言があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本部長から指示事項、並びにメッセージがございます。

○三村本部長

まず、指示事項を申し上げます。

昨日、政府対策本部長から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

県としては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国家的な危機として極めて重要な局面にあるものと重く受け止めているところでございます。

県民の命と暮らしを守るため、本県における感染まん延や医療の崩壊は、何としても避けなければならないと考えており、これまで以上に感染拡大の防止に万全を期していく必要がありますことから、緊急事態措置の対象地域から移動してきた場合には、2週間は不要不急の外出を自粛いただくなど、県民の皆様等に対して、更なる御協力をお願いすることとしたものであります。

こうした状況に鑑み、より一層の緊張感をもって感染拡大の防止に向けて迅速かつ全力で対応するとともに県の業務を進めるに上におきましても、これまで以上に感染拡大防止に配慮することとし、以下6点について指示をいたします。

1点目、緊急事態措置の実施区域への出張は、緊急、やむを得ない場合を除き実施しない

こと。また、緊急事態措置の実施区域以外への出張については、移動先の感染者発生状況等を踏まえ、その必要性を十分に見極め、不急の出張はできるだけ見合わせる。

2点目、県内における出張、会議等については、極力書面や電話等により代替することとし、会議等を開催する場合にあっては、密閉、密集、近距離での会話といった、いわゆる3つの密ということですが、3つの条件が同時に重なる状況を避けること。

3点目として、県主催のイベント、行事等に係る考え方と開催時における対策については、県内の感染者発生状況に大きな変化がないことから、従前の考え方を踏襲することとし、その期間を4月30日まで延長するものであること。

4点目として、職員の同居家族に緊急事態措置の実施区域からの移動者がいる場合は、職員自身も健康観察を実施し、感染が疑われる症状がある場合は、自宅にて待機するとともに、「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡すること。

5点目、緊急事態措置の実施区域から移動されてきた方に対する外出自粛の協力要請等について、円滑に御協力いただけるよう、新幹線駅であるとか、空港等における分かりやすい表示や広報に努めること。

6点目として、今後、緊急事態宣言発出に伴う影響が本県に及ぶことも懸念されることとあり、状況変化を的確に把握の上、必要となる対策については、迅速に検討・実施すること。

そして、政府においては、昨日、緊急事態宣言の発出とともに、総額108兆円からなる「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を打ち出したところであります。

今回の緊急経済対策は、生活困窮世帯や中小・小規模事業者等への支援策が数多く盛り込まれたほか、地域の実情に応じて必要な事業を実施できる臨時交付金を創設するなど、雇用の維持や事業の継続、官民をあげた経済活動の回復、そして将来を見据えた強靱な経済構造の構築に至るまで、多岐に渡る総合的な内容となっております。

各部局におかれましては、各省庁が行う取組について徹底して情報収集をし、国庫補助事業を有効に活用するほか、緊急経済対策の趣旨を踏まえ、相乗効果が期待される県費単独事業についても、積極的に事業構築を図るなど、地域経済と県民生活を守ることに全力で取り組むこととし、以下2点についてこちらも指示をいたします。

1点目、感染拡大防止策及び医療提供体制の整備については、今般、政府が緊急事態宣言を発出したことを踏まえ、これを対岸の火事とはせず、県民の命を守るため、万全の対応ができるよう、関係者と十分に協議し、関連予算を計上すること。

2点目として、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算に計上された公共事業については、景気の下支えの観点から、早期の執行を図ること。

以上、引き続き県庁全職員一丸となり、全庁体制で取り組むよう指示をいたします。

続きまして、改めて県民の皆様方にお話をさせていただきます。

昨日、政府対策本部長から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたところであります。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民の生命及び健康に著しく重大な被害

を与える恐れがあるとともに、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあり、私としては、国家的な危機として、極めて重要な局面にあるものと重く受け止めているところであります。

県としては、県民の命と暮らしを守るため、本県における感染まん延や医療の崩壊は何としても避けなければならないと考えており、これまで以上に感染拡大の防止に万全を期していく所存であります。このことは、県民の皆様方、更には本県に移動されてくる皆様の御理解と御協力なしには、成し得ないものと考えております。

県民の皆様方へお願いを申し上げたいと思います。

まず、緊急事態措置の実施区域から移動されてきた方におかれては、2週間は不要不急の外出を自粛いただき、毎日検温するなど、健康観察をしてくださるようお願いを申し上げます。

これは決して、里帰り等をするなど申し上げているのではありません。帰れる故郷があるということは素晴らしいことだと思っております。その大切な故郷を、そして故郷の家族や仲間たちを守るために、もしかしたら、自分も感染者かもしれないという意識を持った行動を2週間お願いしたい、そういうことでございます。

実際に、先般、米国から東京を経由して青森へ戻ってくるという場面において、お父さんが保健所と相談していただき、息子さんを自宅の部屋の方に留めてくれたという例がございました。

残念ながらお子さんは発症したという状況にはなりましたが、二次、三次の感染の広がりということを防ぐことができたという、そういった例もございました。

青森県民の皆様方は、本当にそういうことに御協力いただけると信じております。

そして、海外から帰国された方々につきましては、これまでもお話をさせていただきましたが、国の取扱いでは検疫時、PCR検査の結果が陰性の方も含めまして、入国から14日間、同様に自宅等で待機いただくこととされておりますので、これをお守りいただくようお願いをいたしたいと思っております。

また、県民の皆様方におかれましては、緊急事態措置の実施区域への移動について、不要不急の移動を自粛してくださるようお願いを申し上げたいと思っております。

緊急事態措置の実施区域以外への移動についても、移動先の感染者発生状況等を踏まえ、慎重な判断をくれぐれもお願い申し上げます。

そして、繰り返しとなりますが、感染が疑われる症状がございました場合には、医療機関を受診する前に、この医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置しております「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡をお願いいたします。当センターが「帰国者・接触者外来」に御案内をいたします。

県民の皆様方のお一人お一人の行動、そして各職場や学校なりにおける対応が今後の感染の動向を大きく左右いたします。

イベント、会議、スポーツ、会食等も含め、あらゆる場面におきまして、密閉・密集・近距離での会話といった3密、3つの条件が同時に重なる場を避けていただきますとともに、基本であります、手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社等

を休むなど、拡散防止につながる行動をお願い申し上げます。

以上、県民の皆様方には、何かと御不便をお掛けすることとなるわけではございますが、この難局を皆様と共に乗り越えていきたいと考えておりますので、格段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、今後、緊急事態宣言発出に伴う影響が本県に及ぶことも懸念されるところでありますが、昨日、政府が決定いたしました「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、生活困窮世帯や中小・小規模事業者等に対する支援策などが数多く盛り込まれたところであり、県としては、今回の経済対策を最大限に活用しながら、引き続き、感染拡大防止に万全を期しますとともに、地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止めることができるよう全力を尽くして参ります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了します。